

(1) 体調不良の症状があり自宅療養した場合

全学生は毎朝健康チェック（体温測定し記録）と行動記録（会った人など）をつけましょう。
37.5°C以上の発熱、咳、のどの痛み、息苦しさ、味覚・嗅覚の異常などの体調不良症状がある

このような症状があれば、登校せずに報告専用アドレス（学生・教職員別）に必要事項を記載し、当日朝から午前10時迄に保健室に送信してください。当日中に保健室から電話し、詳細を確認します。
学生は、発症日を0日として8日間かつ症状消失後3日間が経過するまでは公欠の手続きができません。
保健室 ☎042-342-6029（9-17時）
学生は所属研究室にも報告をしてください。
PDF「健康管理表」に記入してください。

持病がある場合
登校することはできません。
主治医に相談し、指示を確認します。
※糖尿病、心臓病、呼吸器疾患、治療薬により免疫が下がっている方など

強い症状があれば
登校することはできません。
かかりつけ医又は感染症電話相談窓口にて電話後受診する。
・医療機関：検査、治療
・自宅療養者は→比較的軽い症状参照

比較的軽い症状
登校することはできません。
・3日間症状が続く場合は受診へ
・受診をして医師の登校許可があれば上記期間を待たずに登校が可能です。

保健室に結果を報告してください。公欠希望時には「自宅待機（療養）証明書」の提出が必要です。
※登校禁止期間を待たずに登校希望する場合は、「診断書（書式自由）」を報告・提出してください。

登校開始日に保健室に「自宅待機（療養）証明書〔公欠希望時〕」と「健康管理表」を保健室に提出してください。
※公欠希望時は、保健室への報告後、研究室、教務チームに証明書を提出し手続きをしてください。
登校後も体温測定と記録は続けてください。

(2) 新型コロナウイルス感染症と診断された場合・濃厚接触者と判定された場合

①診断された場合は診断日に保健室に電話又はメール報告をしてください。
②濃厚接触者と判定された場合は、報告専用アドレス（学生・教職員別）に必要事項を記載し、保健室に送信してください。当日中に保健室から電話し、詳細を確認します。保健室 ☎042-342-6029（9-17時）

保健所の指示に従って療養してください。②濃厚接触者は、検査結果を報告してください。

療養期間終了後、保健室に連絡してください。登校開始日について確認します。

登校開始日に必要書類を保健室に提出してください。 ※公欠希望の有無に係わらず提出をお願いします。
・新型コロナウイルス感染症と診断された方：「罹患証明書」と「健康管理表」を保健室に提出してください。
※公欠希望時は、保健室への報告後、研究室、教務チームに証明書を提出し手続きをしてください。
・濃厚接触者の方：「新型コロナウイルス感染症 濃厚接触者待機（療養）証明書」と「健康管理表」を保健室に提出してください。
※公欠希望時は、保健室への報告後、研究室、教務チームに証明書を提出し手続きをしてください。